

会 員 各 位

平成22年9月14日

弁 理 士 同 友 会
幹 事 長 井 澤 幹
担 当 副 幹 事 長 山 本 喜 一
東 海 委 員 長 佐 藤 大 輔
電 話 0 5 2 - 5 8 8 - 3 3 6 1

第3回研修会のご案内

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、名古屋大学の鈴木将文先生をお招きして、下記の内容についてご講演頂くことに致しました。参加をご希望の方は、申込書に必要事項をご記入の上、10月7日(木)までにFAXまたはeメールにてお申し込み下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

なお本研修は、テレビ会議システムを利用して弁理士会館へも中継して実施致します。

また、日本弁理士会の継続研修として実施し(単位認定申請中) 所定の申請をすると外部機関研修として単位が認められる予定です(予定単位数：2単位)。なお、遅刻・早退・中座をされると、単位認定の対象とはなりませんので、十分ご注意ください。

敬具

記

テーマ 『公序良俗を害するおそれのある商標(商標法4条1項7号)の解釈について』

商標法4条1項7号の定める「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある商標」については、従来から、いわゆる「悪意の出願」を同号に読み込むことの是非等が議論されてきたが、最近、知財高裁において同号を限定的に適用するとの立場に立つ判決(平19(行ケ)10391号、平成22(行ケ)10032号)が出される等、注目すべき動きがある。

そこで、本研修では、同号の実務及び学説を振り返り、その適切な運用のあり方について検討することとしたい。

講 師 鈴木 将文 先生(名古屋大学大学院法学研究科教授)
日 時 平成22年10月14日(木) 午後6時30分～8時40分
場 所 日本弁理士会 東海支部室
会 費 同友会会員1000円 非会員3000円(昨年度合格者1000円)

-----切り線-----

研修会申込書

東海委員長 佐藤 大輔 宛 FAX: 052-551-2033

E-Mail: sato@kai-u.gr.jp

10月14日(木)の第3回研修会(名古屋会場)に参加を申込みます。

ご氏名 (会員・非会員)

登録番号

連絡先TEL

E-Mail